

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 20 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 2 条第 16 号」を「第 2 条第 18 号」に、「第 2 条第 18 号」を「第 2 条第 20 号」に、「第 24 条」を「第 25 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 28 号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 302 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。